

「青森県食の安全・安心対策総合指針」の見直しについて

「青森県食の安全・安心対策総合指針」は、平成15年6月に策定し、情勢の変化に合わせて概ね5年ごとに見直ししています。

現行指針の取組期間は平成25年度から平成29年度までとなっており、平成29年度に改定作業を行うこととしています。

1 指針改定の考え方（案）

基本的な推進方向は踏襲しつつ、現行指針における推進目標の達成状況と新たな情勢変化を踏まえ、指針内容を改定します。

- (1) 現行推進目標の達成状況を踏まえた対応
 (2) 情勢変化等を踏まえた見直しの視点
- } 別紙のとおり

2 指針見直しまでのスケジュール（案）

平成28年8月	<第23回本部会議> ・総合指針改定に当たっての考え方（案）の提示
平成29年6月～12月	・県が改定素案を作成
平成29年8月	<第24回食の安全・安心対策本部会議> ・総合指針改定の素案提示、委員からの意見を聴取
平成29年11月	<第25回食の安全・安心対策本部会議> ・総合指針の改定案を決定
平成30年1月	<パブリックコメントの実施>
平成30年2月	<次期「食の安全・安心対策総合指針」の改定・公表>